

○農林水産省令第 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三条第一項第二号、第四条第一項第三号、第六条第一項第六号、第九号及び第十一号（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">肥料の品質の確保等に関する法律施行規則</p> <p style="text-align: center;">(原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料)</p> <p>第一条 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。)第三条第一項第二号の農林水産省令で定める普通肥料(農林水産大臣が指定するものを除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>一 魚廃物加工肥料</p> <p>二 乾燥菌体肥料</p> <p>三 副産動植物質肥料</p> <p>四 菌体肥料</p> <p>五 副産肥料</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">肥料の品質の確保等に関する法律施行規則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

六 液状肥料

七 吸着複合肥料

八 家庭園芸用複合肥料

九 化成肥料

(有害成分を含有するおそれが高い普通肥料)

第一条の二 法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通

肥料は、次のとおりとする。

一 汚泥肥料

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(有害成分を含有するおそれが高い普通肥料)

第一条 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第

百二十七号。以下「法」という。)第四条第一項第三号の農林

水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。

一 下水汚泥肥料

二 し尿汚泥肥料

三 工業汚泥肥料

四 混合汚泥肥料

五 焼成汚泥肥料

六 汚泥発酵肥料

二・三 (略)

第一条の三(第一条の五) (略)

(植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料)

第二条の二 法第六条第一項第六号(法第三十三條の二第六項に  
おいて準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産  
省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料(農林  
水産大臣が指定するものを除く。)とする。

一 熔成けい酸りん肥

(削る)

(削る)

(削る)

二 乾燥菌体肥料

三 菌体肥料

七・八 (略)

第一条の二(第一条の四) (略)

(植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料)

第二条の二 法第六条第一項第六号(法第三十三條の二第六項に  
おいて準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産  
省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料(農林  
水産大臣が指定するものを除く。)とする。

一 副産窒素肥料

二 液状副産窒素肥料

三 熔成汚泥灰けい酸りん肥

四 副産りん酸肥料

五 乾燥菌体肥料

六 吸着複合肥料

四 副産肥料

五 熔成複合肥料

六 汚泥肥料

七 水産副産物発酵肥料

八 硫黄及びその化合物

(植物に対する害に関する栽培試験の成績)

第二条の三 法第六条第一項第六号の植物に対する害に関する栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 試験の設計

イ 肥料又はその原料の供試試料の種類及び名称並びに分析成績

ロ 供試土壌の土性、沖積土又は洪積土の別その他土壌の性

七 副産複合肥料

八 熔成汚泥灰複合肥料

九 副産苦土肥料

十 副産マンガン肥料

十一 液体副産マンガン肥料

(植物に対する害に関する栽培試験の成績)

第二条の三 法第六条第一項第六号の植物に対する害に関する栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 試験の設計

イ 供試肥料及び対照肥料の種類及び名称並びに分析成績

ロ 供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別

質について必要な事項

ハ (略)

ニ 施用の設計

ホ・ヘ (略)

五〇八 (略)

2 前項第六号の試験結果にはそれを証明する供試作物の写真を添付しなければならない。

(仮登録の申請に要する栽培試験の成績)

第三条 法第六条第一項第九号(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇三 (略)

四 試験の設計

ハ (略)

ニ 施肥の設計

ホ・ヘ (略)

五〇八 (略)

2 前項第四号ホの試験区には対照区を設け、同項第六号の試験結果にはそれを証明する供試作物の写真を添付しなければならない。

(仮登録の申請に要する栽培試験の成績)

第三条 法第六条第一項第九号(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇三 (略)

四 試験の設計

<p>イ (略)</p> <p>ロ ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性、沖積土又は洪積土の別その他土壌の性質について必要な事項</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 施肥の設計</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請書の記載事項)</p> <p>第四条 法第六条第一項第十一号(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 施肥の設計</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請書の記載事項)</p> <p>第四条 法第六条第一項第十一号(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>イ (略)</p> <p>ロ ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性、沖積土又は洪積土の別その他土壌の性質について必要な事項</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 施肥の設計</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請書の記載事項)</p> <p>第四条 法第六条第一項第十一号(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ ほ場試験の場合にあつてはその位置、田畑の別、地質、土性及び耕土の深さ、容器内試験の場合にあつては供試土壌の土性及び沖積土又は洪積土の別</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 施肥の設計</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請書の記載事項)</p> <p>第四条 法第六条第一項第十一号(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>



一 法第四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料（第一条に定める普通肥料を除く。）であつて農林水産大臣が指定するものにあつては、生産工程の概要

二 第一条に定める普通肥料にあつては、使用される原料、公定規格のうち使用される原料についての規格（次号及び第二十五条の二第一項において「原料規格」という。）への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要

三 第一条の二に定める普通肥料にあつては、原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要

四・五（略）

（見本の提出）

第五条（略）

2 前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。

一 法第四条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料であつて農林水産大臣が指定するものにあつては、生産工程の概要

（新設）

二 第一条に定める普通肥料にあつては、原料の使用割合及び生産工程の概要

三・四（略）

（見本の提出）

第五条（略）

2 前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。

一・二 (略)

三 含有主成分量及び有害成分の含有量(第一条の二に定める普通肥料にあつては、有害成分の含有量)

3 農林水産大臣は、第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であつて植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認めるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であつて栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。

(登録の有効期間が六年である普通肥料の種類)

第七条の六 法第十二条第一項(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。

一・二 (略)

一・二 (略)

三 含有主成分量(第一条に定める普通肥料にあつては、有害成分の含有量)

3 農林水産大臣は、第一条及び第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であつて植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認めるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であつて栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。

(登録の有効期間が六年である普通肥料の種類)

第七条の六 法第十二条第一項(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、被覆加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料及び混合加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

四 魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉、蒸製皮革粉、干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及

三 硫酸加里、塩化加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、被覆加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料及び混合加里肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

四 魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉、蒸製皮革粉、干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及

びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、窒素質グアノ、加工家きんふん肥料、とうもろこし浸漬液肥料、食品残さ加工肥料、副産動植物質肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）並びに混合有機質肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

五 副産肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、液状

肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、吸着複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び家庭園芸用複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

六 りん酸アンモニア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マグネ

シウムアンモニウム、よう熔成複合肥料、化成肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、混合動物排せつ物複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、混合堆肥複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、成形複合肥料（

びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、窒素質グアノ、加工家きんふん肥料、とうもろこし浸漬液肥料、副産植物質肥料並びに混合有機質肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

（新設）

五 よう熔成複合肥料、化成肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、成形複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、被覆複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）、及び配合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

農林水産大臣が指定するものに限る。）、被覆複合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び配合肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

七| 生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウム、副産石灰肥料及び混合石灰肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

八| （略）

九| 硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び混合苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

十・十一| （略）

十二| 熔成微量要素複合肥料及び混合微量要素肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

六| 生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料及び混合石灰肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

七| （略）

八| 硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）副産苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）及び混合苦土肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

九・十| （略）

十一| 熔成微量要素複合肥料、液体微量要素複合肥料及び混合微量要素肥料（農林水産大臣が指定するものに限る。）

(保証票の様式及び添付方法)

第十一条 法第十七条第一項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び第六項、第十一条の二第一項及び第二項並びに第二十五条の二第一項第一号において同じ。）若しくは第二項又は第十八条第一項の規定により付さなければならぬ保証票の様式は、生産業者保証票にあつては別記様式第九号、輸入業者保証票にあつては別記様式第十号、販売業者保証票にあつては別記様式第十一号によらなければならない。

2 7 (略)

8 法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならぬ保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(保証票の様式及び添付方法)

第十一条 法第十七条第一項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは第二項又は第十八条第一項の規定により付さなければならぬ保証票の様式は、生産業者保証票にあつては別記様式第九号、輸入業者保証票にあつては別記様式第十号、販売業者保証票にあつては別記様式第十一号によらなければならない。

2 7 (略)

8 法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならぬ保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

一 原料として使用した普通肥料において保証された主成分は全て保証するものとする。ただし、次号に規定する指定配合肥料に該当する場合（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の主成分の含有量を当該指定配合肥料のロットごとに確認した場合に限る。）又は第四号に規定する指定化成肥料に該当する場合にあつては、当該主成分に加えて、原料として使用した当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているもの（く溶性りん酸を保証する普通肥料にあつては可溶性りん酸を除き、可溶性りん酸を保証する普通肥料にあつてはく溶性りん酸を除き、アルカリ分を保証する普通肥料にあつては有効石灰を除き、有効石灰を保証することができるものとする。）を保証することができる。

二 (略)

三 前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる

一 原料として使用した普通肥料において保証された主成分は全て保証するものとする。ただし、次号に規定する指定配合肥料に該当する場合（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の主成分の含有量を当該指定配合肥料のロットごとに確認した場合に限る。）又は第四号に規定する指定化成肥料に該当する場合にあつては、当該主成分に加えて、原料として使用した当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを保証することができるものとする。

二 (略)

三 前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる

主成分ごとに、同号イからハまでのいずれかを選択しなければならぬ。

イハ (略)

ニ アルカリ分 (農林水産大臣の指定する有効石灰又は農林水産大臣の指定する有効石灰及び有効苦土をいう。)

ホ 農林水産大臣の指定する有効石灰

ヘ 農林水産大臣の指定する有効けい酸

ト 農林水産大臣の指定する有効苦土

チ 農林水産大臣の指定する有効マンガ

リ 農林水産大臣の指定する有効ほう素

ヌ 農林水産大臣の指定する有効硫黄

四 法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち造粒 (水以外の粒状化を促進する材料を使用する造粒に限る。) その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料 (以下この号及び第二十五条の二第一項第一号において「指定化

主成分ごとに、同号イからハまでのいずれかを選択しなければならぬ。

イハ (略)

ニ アルカリ分

(新設)

ホ 有効けい酸

ヘ 有効苦土

ト 有効マンガ

チ 有効ほう素

(新設)

四 法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち造粒 (水のみを用いる造粒を除く。) その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料 (以下この号において「指定化成肥料」という。) において保証する主成分の保証分量の方



成肥料」という。)において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上(合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上)で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五 第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄(家庭園芸用肥料にあつては、下欄)に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	一〇・一

数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上(合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上)で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五 第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄(家庭園芸用肥料にあつては、下欄)に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里	一〇・一

(削る)	アルカリ分、有効けい酸	五	(削る)
有効苦土	一	〇・〇一	(削る)
有効マンガン	〇・一	〇・〇〇一	
有効ほう素	〇・〇五	〇・〇〇一	

六 保証成分量に、次の表の上欄に掲げる主成分ごとに、それぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てて表示しなければならない。

主成分	窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	〇・一	〇・〇一
百分比	(削る)	(削る)	
アルカリ分、有効けい酸	〇・一	〇・一	
有効苦土	〇・一	〇・〇〇一	

有効苦土	一	〇・〇一
アルカリ分、有効けい酸	五	五
(新設)	(新設)	(新設)
有効マンガン	〇・一	〇・〇〇一
有効ほう素	〇・〇五	〇・〇〇一

六 保証成分量に、次の表の上欄に掲げる主成分ごとに、それぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てて表示しなければならない。

主成分	窒素、りん酸、加里	〇・一	〇・〇一
百分比	(新設)	(新設)	
アルカリ分、有効けい酸	〇・一	〇・一	
(新設)	(新設)	(新設)	

9 法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（第二号において「

特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならぬ法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量については、次に定めるところによらなければならぬ。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

一 原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料を除く。）において保証された主成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分として記載することができる。

二 原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲

9 法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（第二号において「

特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならぬ主要な成分の含有量については、次に定めるところによらなければならぬ。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

一 原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料を除く。）において保証された主成分は、主要な成分として全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを主要な成分として記載することができる。

二 原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲

ける普通肥料に限る。)及び特殊肥料において表示すべき主成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該特殊肥料等入り指定混合肥料が含有する次号の表の上欄に掲げる法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分を記載することができる。

三 第一号ただし書及び前号ただし書の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分についてその含有量の数値がそれぞれ同表の中欄(家庭園芸用肥料にあつては、下欄)に掲げる量に満たない場合には、当該成分を記載してはならない。

法第十七条第一項第三号の 農林水産大臣が定める主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	一	〇・一

ける普通肥料に限る。)及び特殊肥料において表示すべき主要な成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該特殊肥料等入り指定混合肥料が含有する次号の表の上欄に掲げる主要な成分を記載することができる。

三 第一号ただし書及び前号ただし書の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主要な成分についてその含有量の数値がそれぞれ同表の中欄(家庭園芸用肥料にあつては、下欄)に掲げる量に満たない場合には、当該成分を記載してはならない。

主要な成分	百分比	
窒素、りん酸、加里	一	〇・一

(削る)	(削る)	(削る)
アルカリ分、有効けい酸	五	五
有効苦土	一	〇・〇一
有効マンガ	〇・一	〇・〇〇一
有効ほう素	〇・〇五	〇・〇〇一

10 前項の規定は、法第四条第二項第四号に掲げる普通肥料（以下この項において「土壤改良資材入り指定混合肥料」という。

）の法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量について準用する。この場合において、「当該特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「当該土壤改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。

11 (略)

(保証票の記載事項)

第十一条の二 法第十七条第一項第十二号及び第十三号に掲げる

有効苦土	一	〇・〇一
アルカリ分、有効けい酸	五	五
(新設)	(新設)	(新設)
有効マンガ	〇・一	〇・〇〇一
有効ほう素	〇・〇五	〇・〇〇一

10 前項の規定は、法四條第二項第四号に掲げる普通肥料（以下この項において「土壤改良資材入り指定混合肥料」という。）

の主要な成分の含有量について準用する。この場合において、「当該特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「当該土壤改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。

11 (略)

(保証票の記載事項)

第十一条の二 法第十七条第一項第十二号及び第十三号（法第三

<p>事項の保証票の記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。</p>	<p>十三条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の保証票の記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。</p>
<p>2 法第十七条第一項第十四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>2 法第十七条第一項第十四号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(事故肥料譲渡許可の申請)</p>	<p>(事故肥料譲渡許可の申請)</p>
<p>第十六条 前条に掲げる肥料について法第十九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第十六条 前条に掲げる肥料について法第十九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p>
<p>一～三 (略)</p>	<p>一～三 (略)</p>
<p>四 事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第</p>	<p>四 事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第</p>

一項第三号に掲げる普通肥料にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量とし、法第四條第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量及び原料として配合した法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の種類とする。）

五 譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量とし、同条第二項第三号及

一項第三号に掲げる普通肥料にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主要な成分（以下この号、次号及び第十八条第一項第三号において単に「主要な成分」という。）の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量、主要な成分の含有量及び原料として配合した同条第一項第三号に掲げる普通肥料の種類とする。）

五 譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量とし、同条第二項第三号及

び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量とし、法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量及び有害成分の含有量とする。）

六（略）

2 前項及び肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第九十八号。以下「令」という。）第五条の規定により提出すべき事故肥料譲渡許可申請書の様式は、別記様式第十二号によらなければならない。

3（略）

び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び主要な成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量、主要な成分の含有量及び有害成分の含有量とする。）

六（略）

2 前項及び肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第九十八号。以下「令」という。）第三条の規定により提出すべき事故肥料譲渡許可申請書の様式は、別記様式第十二号によらなければならない。

3（略）



(事故肥料成分票の添付命令)

第十八条 農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をするときは、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個。以下同じ。)に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることがある。

一・二 (略)

三 含有主成分量(法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料にあつては、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分の含有量)

四・五 (略)

(事故肥料成分票の様式)

第十九条 前条及び令第七条第一項の規定により付すべき事故肥

(事故肥料成分票の添付命令)

第十八条 農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をするときは、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個。以下同じ。)に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることがある。

一・二 (略)

三 含有主成分量(法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料にあつては、主要な成分の含有量)

四・五 (略)

(事故肥料成分票の様式)

第十九条 前条及び令第五条第一項の規定により付すべき事故肥

料成分票の様式は、別記様式第十三号によらなければならない。

2  
(略)

(削る)

料成分票の様式は、別記様式第十三号によらなければならない。

2  
(略)

(表示命令)

第十九条の二 農林水産大臣の定める普通肥料（法第四条第一項第七号若しくは同条第三項の規定による都道府県知事の登録を受けた普通肥料若しくは法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事への届出に係る指定混合肥料又は法第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料を除く。）の生産業者又は輸入業者は、当該普通肥料を生産し、又は輸入したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に農林水産大臣の定める表示事項を表示しなければならない。

2 前項の農林水産大臣の定める普通肥料であつて法第三十三条

(肥料の生産又は輸入に係る帳簿)

第二十五条の二 法第二十七条第一項の農林水産省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

- 一 普通肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げる事項

の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けたものの輸入業者は、当該肥料の容器若しくは包装を変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に前項の農林水産大臣の定める表示事項を表示しなければならない。当該表示事項が表示されていないか、又は当該表示事項が不明となつた当該肥料を輸入したとき、及び輸入した当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該表示事項が不明となつたときも、同様とする。

(新設)

イ 生産し、又は輸入した年月日

ロ 普通肥料の名称及び数量

ハ 普通肥料の原料の記載にあつては、次に掲げる事項

(1) 家庭園芸用肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料に限る

。）の場合には使用した原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するか  
の別、使用量及び入手先）

(2) (1)以外の普通肥料の場合には使用した原料（法第十七条第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、使用量及び入手先（肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名

- 
- 称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するか、の別、使用量及び入手先）
- ニ 原料規格に定めのある原料を使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料規格との適合性が確認できる事項
- ホ 普通肥料に使用した材料（法第十七条第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、名称、使用量及び入手先（第十一条の二第二項第二号の普通肥料にあつては、同号に定める事項及び入手先）
- ヘ 普通肥料に使用した異物（法第十七条第一項又は第二項の規定により保証票に記載するものに限る。）の種類、使用量及び入手先
- ト 第十一条の二第三項又は第四項の規定により保証票に記載する事項をウェブサイトのアドレスにより記載する場合にあつては、荷口番号
- チ 第十一条第八項第二号ロ若しくはハ若しくは第四号又は同
-

項ただし書の規定により主成分の保証成分量を定めた場合に  
あつては当該保証成分量の裏付けとなる根拠、第一条の二に  
掲げる普通肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壤改良  
資材入り指定混合肥料を生産し、又は輸入した場合にあつて  
は法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主成分  
の含有量の裏付けとなる根拠

リ 別表第一号二に掲げる肥料を原料の一つとして配合した指  
定混合肥料又は別表第二号に掲げる指定混合肥料にあつては  
、別表第一号二又は第二号の規定により化学的変化により品  
質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める  
要件を満たすことが確認できる事項

二 特殊肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げ  
る事項

イ 生産し、又は輸入した年月日

ロ 特殊肥料の名称及び数量

ハ 令第八条に掲げる特殊肥料（専ら自ら飼養した家畜の排せつ物を原料として使用したもの（水分含有量を調整するため合理的に必要なと認められる範囲内で動植物質の有機質物を原料として使用したものを含み、専ら特殊肥料が原料として配合される肥料を除く。）を除く。）にあつては、使用した原料の種類、使用量及び入手先（肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の種類、名称、使用量及び入手先）

ニ 法第二十二條の二第一項の規定に基づき定める表示の基準となるべき事項（以下この号において「品質表示基準」という。）に材料に係る表示事項が規定されている特殊肥料にあつては、使用した材料の種類、名称、使用量（品質表示基準に材料の使用量に係る表示事項が規定されている場合に限る。）及び入手先

肥料の生産業者又は輸入業者は、肥料を生産し、又は輸入し

たときは、その都度、帳簿を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、登録外国生産業者が法第三十三条の二第四項の規定により備え付けなければならない帳簿について準用する。この場合において、第一項の規定中「生産し、又は輸入」とあるのは「生産」と、「普通肥料」とあるのは「法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と、第二項の規定中「肥料」とあるのは「法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と、「生産業者又は輸入業者」とあるのは「登録外国生産業者」と、「輸入」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。

(肥料の購入又は販売に係る帳簿)

第二十五条の三 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者は、肥料を購入し、又は生産業者、輸入業者若しくは販売業者に販売

(新設)



したときは、その都度、帳簿を記載しなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取)

第三十二条 令第十条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第三十四条第二項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

(提出書類の通数等)

第三十五条 第一条の五又は第八条第一項の規定による申請書、

(映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取)

第三十二条 令第十一条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第三十四条第二項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

(提出書類の通数等)

第三十五条 第一条の四又は第八条第一項の規定による申請書、

第十条第一項から第四項まで又は第十条の二第一項の規定により提出する書面、第十条の三の規定による届出書、第十一条第三項の規定による届出書、第十六条第一項又は令第五条の規定による申請書、第二十条又は第二十一条の規定による届出書、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による報告書、第二十八条第一項の規定による届出書、第三十条第一項の規定による報告書及び第三十一条の規定による届出書は、正副各一通を提出しなければならない。

2・3 (略)

別表(第一条の三関係)

一 次に掲げる肥料(第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、へ及びトを除く。)のいずれかを原料の一つとして配合したもの

イホ (略)

第十条第一項から第四項まで又は第十条の二第一項の規定により提出する書面、第十条の三の規定による届出書、第十一条第三項の規定による届出書、第十六条第一項又は令第三条の規定による申請書、第二十条又は第二十一条の規定による届出書、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による報告書、第二十八条第一項の規定による届出書、第三十条第一項の規定による報告書及び第三十一条の規定による届出書は、正副各一通を提出しなければならない。

2・3 (略)

別表(第一条の二関係)

一 次に掲げる肥料(第一条の二第一項に規定する肥料にあつては、へ及びトを除く。)のいずれかを原料の一つとして配合したもの

イホ (略)

へ 第一条の二第一号及び第二号に掲げる普通肥料

ト (略)

二 次の表の各項の上欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ当該各項の下欄各号に掲げる肥料のいずれかを原料として配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）

一 石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。） 又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料	一 当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保證するもの（混合りん酸肥料を除く。以下この表において同じ。）又は苦土質肥料に属するもの（水溶性苦土を保證するものを除く。以下この表において同じ。）若しくは副産肥料（専ら苦土含
---	---

へ 第一条第一号から第七号までに掲げる普通肥料

ト (略)

二 次の表の各項の上欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ当該各項の下欄各号に掲げる肥料のいずれかを原料として配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的变化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）

一 石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。） 又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料	一 当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保證するもの（混合りん酸肥料を除く。以下この表において同じ。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保證するものを除く。以下この表において同じ。）を除く。第二項において「石灰質
---	---

<p>備考</p> <p>第一条の三第一項に規定する肥料にあつては、この表の</p>	<p>二 石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料</p>	
	<p>特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に限る。）</p>	<p>三（略）</p> <p>二 第一条の二第三号に掲げる普通肥料</p> <p>有物を原料として使用したものであつて、く溶性苦土又は可溶性苦土を保証し、アルカリ分を保証しないものに限る。以下この表において同じ。）を除く。第二項において「石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料」という。）</p>

<p>備考</p> <p>第一条の二第一項に規定する肥料にあつては、この表の</p>	<p>二 石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料</p>	
	<p>特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に限る。）</p>	<p>三（略）</p> <p>二 第一条第八号に掲げる普通肥料</p> <p>肥料等と異なる種別の普通肥料」という。）</p>

第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。

三 配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したものの（第一条の三第三項に規定する肥料にあつては、第一条の四に規定する土壤改良資材を除く。）

四 配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第四号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したものの

第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。

三 配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したものの（第一条の二第三項に規定する肥料にあつては、第一条の三に規定する土壤改良資材を除く。）

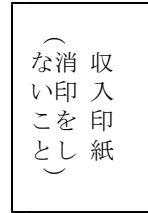
四 配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第三号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したものの

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第三号、別記様式第七号、別記様式第九号(ロ)、(ヘ)、(ト)及び(リ)、別記様式第十号(ロ)、(ヘ)、(ト)及び(リ)、別記様式第十一号(ロ)、(ヘ)、(ト)及び(リ)、別記様式第十二号並びに別記様式第十三号を次のように改める。

別記

様式第1号（日本産業規格A4）（第1条の5関係）

肥料登録申請書



年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により生産業者（輸入業者、登録外国生産業者）として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第6条第1項）の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 国内管理人の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 肥料の種類
- 4 肥料の名称
- 5 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第1条の2に定める普通肥料にあつては、使用される原料その他の規格）
- 6 生産する事業場の名称及び所在地
- 7 保管する施設の所在地
- 8 植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり）
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項（別紙のとおり）

備考

- 1 収入印紙は、正本にのみ付すること。
- 2 生産業者にあつては2を、輸入業者にあつては2及び6を記載しなくてよい。
- 3 第2条の2に掲げる肥料以外の肥料にあつては8を記載しなくてよい。

様式第2号（日本産業規格A4）（第1条の5関係）

肥料仮登録申請書

（  
な消 収  
い印 入  
こを 印  
とし 紙  
）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により生産業者（輸入業者、登録外国生産業者）として肥料の仮登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第6条第1項）の規定により肥料の見本を添えて仮登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 国内管理人の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 肥料の名称
- 4 保証成分量その他の規格
- 5 生産する事業場の名称及び所在地
- 6 保管する施設の所在地
- 7 施用方法（別紙のとおり）
- 8 栽培試験の成績（別紙のとおり）
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4号及び5号に掲げる事項（別紙のとおり）

備考

- 1 収入印紙は、正本にのみ付すること。
- 2 生産業者にあつては2を、輸入業者にあつては2及び5を記載しなくてよい。



様式第3号（日本産業規格A4）（第8条関係）

肥料登録（仮登録）有効期間更新申請書

（  
な消 収  
い印 入  
こを 印  
とし 紙  
）

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により肥料の登録（仮登録）の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第12条第4項）の規定により登録証（仮登録証）を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号（仮登録番号）
- 2 登録年月日（仮登録年月日）
- 3 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 4 国内管理人の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 5 肥料の種類
- 6 肥料の名称
- 7 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第1条の2に定める普通肥料にあつては、使用される原料その他の規格）
- 8 生産する事業場の名称及び所在地
- 9 保管する施設の所在地
- 10 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項（別紙のとおり）

備考

- 1 収入印紙は、正本にのみ付すること。
- 2 生産業者にあつては4を、輸入業者にあつては4及び8を記載しなくてよい。
- 3 仮登録にあつては5を記載しなくてよい。

様式第7号（日本産業規格A4）（第10条関係）

肥料登録証（仮登録証）再交付申請書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記の登録証（仮登録証）を滅失（汚損）したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第13条第3項）の規定により登録証（仮登録証）の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号（仮登録番号）
- 2 登録年月日（仮登録年月日）
- 3 登録（仮登録）の有効期限
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称
- 6 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第1条の2に定める肥料にあつては、使用される原料その他の規格）

備考 仮登録にあつては4を記載しなくてよい。

様式第9号（第11条関係）

（ロ）法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合

○	↑ 2 センチ メートル 以上 ↓
生産業者保証票	
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	
----- 主成分の含有量 炭素窒素比	

備考

- 1 （イ）の備考第1号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定は、法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合における生産業者保証票について準用する。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(へ) 第11条第9項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

○	ナル ント ー上 2メ以
特殊肥料等入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	
主成分の含有量	

備考

- 1 (イ)の備考第1号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定は、特殊肥料等入り指定混合肥料の場合における生産業者保証票について準用する。この場合において、(イ)の備考第8号及び第9号中「登録番号」とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(ト) 第11条第10項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の場合

○	ナル ント ー上 2メ以
土壌改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	
----- 主成分の含有量	

備考

- 1 (イ)の備考第1号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定は、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合における生産業者保証票について準用する。この場合において、(イ)の備考第8号及び第9号中「登録番号」とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(リ) 法第33条の2第1項の規定による登録を受けた法第4条第1項第3号に定める普通肥料の場合

○	ナル ト セー上 2メ以
登録外国生産肥料 生産業者保証票	
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	
----- 主成分の含有量 炭素窒素比	

備考

- 1 (イ)の備考第1号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定は、法第33条の2第1項の規定による登録を受けた法第4条第1項第3号に定める普通肥料の場合における登録外国生産肥料生産業者保証票について準用する。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

様式第10号（第11条関係）

（ロ）法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合

○	↑ チ ン ト セ ー ト 2 × 以 下 ↓
輸 入 業 者 保 証 票	
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	
----- 主成分の含有量 炭素窒素比	

備考

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで、第8号及び第10号の規定は、法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合における輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第8号中「生産した年月」とあるのは「輸入した年月」と読み替えるものとする。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(へ) 第11条第9項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

○	↑ チ ン ト セ ー 上 2 メ 以 ↓
特殊肥料等入り指定混合肥料 輸入業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	
主成分の含有量	

備考

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで、第8号及び第10号の規定は、特殊肥料等入り指定混合肥料の場合における輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第8号中「生産した年月」とあるのは「輸入した年月」と、「登録番号」とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。



(ト) 第11条第10項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の場合

○	↑ チ ン ト セ ー ト 2 メ 以 上 ↓
土壌改良資材入り指定混合肥料 輸入業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 正味重量 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	
主成分の含有量	

備考

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで、第8号及び第10号の規定は、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合における輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第8号中「生産した年月」とあるのは「輸入した年月」と、「登録番号」とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。
- 2 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(リ) 法第33条の2第1項の規定による登録を受けた法第4条第1項第3号に定める普通肥料の場合

○	↑ センチ 2 メートル 以上 ↓
登録外国生産肥料 輸入業者保証票	
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	
-----	
主成分の含有量 炭素窒素比	

備考

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで、第9号及び第10号の規定は、法第33条の2第1項の規定による登録を受けた法第4条第1項第3号に定める普通肥料の場合における登録外国生産肥料輸入業者保証票について準用する。
- 2 生産した年月又は輸入した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「輸入した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び輸入した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び輸入した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「輸入年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

様式第11号（第11条関係）

（ロ）法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合

○	↑ チ セ ン ト ル ↓ 2 メ ス 以 上
販売業者保証票	
肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所 ----- 主成分の含有量 炭素窒素比	

備考

- 1 様式第9号（イ）の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、法第4条第1項第3号に定める普通肥料の登録を受けた普通肥料の場合における販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号（イ）の備考第9号中「登録番号」とあるのは「肥料の種類」と読み替えるものとする。
- 2 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(へ) 第11条第9項に規定する特殊肥料等入り指定混合肥料の場合

○	↑ 2 センチ メートル 以上 ↓
特殊肥料等入り指定混合肥料 販売業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	
-----	
主成分の含有量	

備考

- 1 様式第9号（イ）の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、特殊肥料等入り指定混合肥料の場合における販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号（イ）の備考第9号中「登録番号」とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。
- 2 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

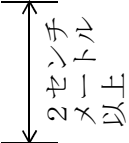
(ト) 第11条第10項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の場合

○	↑ チ ン ト セ ー ト 2 メ リ ↑
土壌改良資材入り指定混合肥料 販売業者保証票	
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	
-----	
主成分の含有量	

備考

- 1 様式第9号（イ）の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合における販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号（イ）の備考第9号中「登録番号」とあるのは「肥料の名称」と読み替えるものとする。
- 2 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(リ) 法第33条の2第1項の規定による登録を受けた法第4条第1項第3号に定める普通肥料の場合

○	 2センチメートル以上
登録外国生産肥料 販売業者保証票	
肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	
主成分の含有量 炭素窒素比	

備考

- 1 様式第9号(イ)の備考第1号から第6号まで及び第9号の規定は、法第33条の2第1項の規定による登録を受けた法第4条第1項第3号に定める普通肥料の場合における登録外国生産肥料販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第9号(イ)の備考第9号中「登録番号」とあるのは「肥料の種類」と読み替えるものとする。
- 2 生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 3 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 4 主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

様式第12号（日本産業規格 A 4）（第16条関係）

事故肥料譲渡許可申請書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事） 殿

住所  
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により事故肥料を譲渡したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項の規定により許可を申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 肥料の所在地
- 5 事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第4条第1項第3号に掲げる普通肥料にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量、同条第2項第3号及び第4号に掲げる普通肥料（同条第1項第3号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第17条第1項第3号の農林水産大臣が定める主成分の含有量、法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる普通肥料（同条第1項第3号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量、法第17条第1項第3号の農林水産大臣が定める主成分の含有量及び原料として配合した法第4条第1項第3号に掲げる普通肥料の種類）
- 6 譲渡しようとする肥料の数量及び主成分の含有量（法第4条第1項第3号に掲げる普通肥料にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量、同条第2項第3号及び第4号に掲げる普通肥料（同条第1項第3号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び法第17条第1項第3号の農林水産大臣が定める主成分の含有量、法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる普通肥料（同条第1項第3号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量、法第17条第1項第3号の農林水産大臣が定める主成分の含有量及び有害成分の含有量）
- 7 事故の概要

備考

- 1 仮登録肥料及び指定混合肥料にあつては2を記載しなくてよい。



様式第13号（第19条関係）

○	2センチメートル以上
事 故 肥 料 成 分 票	
許可番号 許可年月日 肥料の名称 主成分の含有量（%） 事故肥料成分票を付した者の氏名又は名称及び住所	

備考

- 1 事故肥料成分票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 様式第9号（イ）の備考第1号及び第3号の規定は、事故肥料成分票について準用する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に肥料取締法の一部を改正する法律による改正前の肥料取締法（次項及び次条において「旧法」という。）第四条各項の規定による登録を受けている普通肥料であつて、肥料の品質の確保等に関する法律第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料に使用されるものに係るこの省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の三の規定の適用については、原料として使用する普通肥料がその登録の更新を受けるまでは、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に旧法第四条各項の規定による登録を受けている普通肥料の登録の有効期間については、その更新を受けるまでは、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（

第三項において「旧令」という。）の様式（第四項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧法第四条各項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料の保証票に主成分を記載する方法については、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 旧法第四条各項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料に使用される容器又は包装であつて、この省令の施行の際現に旧令に適合する保証票が付されているものが、施行日から起算して三年以内に肥料取締法の一部を改正する法律による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項又は第二項に掲げる普通肥料（施行日前に旧法第四条各項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされたものに限る。）の容器又は包装として使用されたときは、この省令による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則に適合する保証票が付されているものと見なす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。